

佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人の定員は、議長が会議場の都合等を考慮し、傍聴人の定員を定めることができる。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴券)

第4条 議長が必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず傍聴券を交付することができる。

- 2 傍聴券は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、その時における傍聴希望者が第2条で定める定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決定する。
- 3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。
- 4 傍聴人が入場しようとするときは、所定の入り口で傍聴券を提示しなければならない。
- 5 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。
- 6 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒、その他、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗及びのぼりの類を携帯している者
- (4) はちまき、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (5) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者
ただし、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。
- (6) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を携帯している者
- (7) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、放歌、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (5) 携帯電話又はポケットベルを使用しないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画の撮影及び録音の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において、写真、又は録音等をしてはならない。ただし特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、すべての職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この規程は、平成20年7月4日から施行する。